

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
お休みの日
翌日)

目 次

- ◇ 規 則
土地区画整理事業の施行に伴う建築資金等に係る利子の補給に関する規則の一部を改正する規則
- ◇ 告 示
鳥取県税条例の一部を改正する条例附則第十項に規定する申告書の様式
- 生活保護法による医療機関の指定
- 生活保護法による技術機関の指定
- 生活保護法による指定医療機関の廃止
- 保険薬剤師の登録
- 国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理
- 国民健康保険薬剤師として登録があつたものとみなされるもの
- 結核予防法による医療機関の指定
- 保安林の指定
- 保安林の指定の解除(二件)
- 解除予定の保安林(六件)
- 土地改良区の定款の変更の認可
- 土地改良事業の認可

土地改良事業の変更の認可

鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の改正

◇ 教 委 告 示 教育委員会の招集

◇ 内水面漁場管理委告示 昭和五十一年度内水面共同漁業権増殖目標

◇ 公 告 電気工事士試験の実施

規 則

土地区画整理事業の施行に伴う建築資金等に係る利子の補給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十一年四月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第三十二号

土地区画整理事業の施行に伴う建築資金等に係る利子の補給に関する規則の一部を改正する規則

土地区画整理事業の施行に伴う建築資金等に係る利子の補給に関する規則(昭和四十七年十月鳥取県規則第七十号)の一部を次のように改正する。別表第二第一号イの(1)の表中「九四、〇〇〇円」を「九六、〇〇〇円」に、「七八、〇〇〇円」を「八〇、〇〇〇円」に、「七一、〇〇〇円」を「七三、〇〇〇円」に、「七〇、〇〇〇円」を「七一、〇〇〇円」に、

「五八、〇〇〇円」を「六〇、〇〇〇円」に改め、同号イの(1)の(イ)の表中「一〇、〇〇〇円」を「一二、〇〇〇円」に、「一四、〇〇〇円」を「二〇、〇〇〇円」に、「七、〇〇〇円」を「一一、〇〇〇円」に改め、同号イの(1)の(ロ)の表中「水槽」を「水槽^{そう}」に、「五〇〇、〇〇〇円」を「六五〇、〇〇〇円」に、「五、五〇〇、〇〇〇円」を「八、五〇〇、〇〇〇円」に改め、同号ロ中「行なう」を「行う」に改め、同表第二号イ中「行なう」を「行う」に、「こえる」を「超える」に改め、同号ロ中「行なう」を「行う」に改め、同表第三号イ中「行なう」を「行う」に、「こえる」を「超える」に改め、同号ロ中「行なう」を「行う」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和五十一年四月一日から適用する。

告 示

鳥取県告示第二百七十五号

鳥取県税条例の一部を改正する条例（昭和五十一年四月鳥取県条例第二十六号）附則第十項に規定する申告書の様式を次のように定める。

昭和五十一年四月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

軽油取引税納付申告書 (昭和51年改正条例附則第7項第2号該当)

鳥取県知事		殿	納 税 義 務 者	事務所等 の所在地		
				氏名又は 名称印		
課税済軽 油の譲渡 を受けた 数 量	所 有 数 量 (イ)				ℓ	
	所有数量のうち他の特約業者の管理する貯蔵場等に 保管委託をしていた数量 (ロ)				ℓ	
	差 引 数 量 (イ)-(ロ) (ハ)				ℓ	
課 税 標 準 と な る 譲 渡 数 量 (ニ)					ℓ	
税 額 (ニ)×4,500円					円	
参 考 事 項	(ロ)に記載した数量がある 場合には、その保管委託 をしていた特約業者	住 所	摘 要			
		又氏名は 名 称				
	課税済軽油の譲渡年月日		年 月 日			
			年 月 日			
	課税済軽油の残数量(イ)-(ニ)			ℓ		
	納 付 年 月 日		年 月 日			
納 付 場 所						

(納付申告書の記載要領)

- 「所有数量(イ)」欄には、あなたが昭和51年3月31日までに、他の特約業者、小売業者又は消費者等から、15,000円の軽油引取税が課税されていた軽油（以下「課税済軽油」という。）の譲渡を受け、この譲渡を受けた課税済軽油を他に譲渡せず昭和51年3月31日現在所有していた数量を記載してください。
- 「所有数量のうち他の特約業者の管理する貯蔵場等に保管委託をしていた数量(ロ)」欄には、「所有数量(イ)」欄に記載された数量のうち、あなたが他の特約業者の所有し、管理する貯蔵場等に保管委託をしていた課税済軽油がある場合においては、その数量を記載してください。
- 「課税標準となる譲渡数量(ニ)」欄には、「差引数量(イ)-(ロ) (ハ)」欄に記載された課税済軽油をあなたが昭和51年4月1日以後において、他に譲渡した数量を記載してください。
- この納付申告書は、あなたが課税済軽油を譲渡した日から起算して1箇月以内にあなたの事務所等の所在地を管轄する県税事務所に提出し、併せて税額を納付書により納付してください。

軽油引取税納付申告書 (昭和51年改正条例附則第7項第3号又は第4号該当)

鳥取県知事		殿	納 税 義 務 者	事務所等 の所在地	
				氏名又は 名称印	
課 税 標 準 量	自己の管理する貯蔵場等に所有していた数量 (イ)				ℓ
	消費者の管理する貯蔵場等に保管委託をしていた数量 (ロ)				ℓ
	消費者から依頼を受けて保管をしていた数量 (ハ)				ℓ
	免税証に記載されていた免税軽油の数量 (ニ)				ℓ
	計 ((イ)+(ロ)+(ハ)+(ニ)) (ホ)				ℓ
税 額		(ホ)×4,500円			円
参 考 事 項	(ロ)に記載した数量がある 場合には、その保管委託 をしていた消費者	住 所	摘 要		
		氏名又は 名 称			
	(ハ)に記載した数量がある 場合には、その保管依頼 をした消費者	住 所			
		氏名又は 名 称			
納 付 年 月 日	年 月 日				
納 付 場 所					

(納付申告書の記載要領)

- 「自己の管理する貯蔵場等に所有していた数量(イ)」欄には、昭和51年3月31日現在あなたが所有し、管理する貯蔵場等において所有していた軽油の数量を記載してください。
- 「消費者の管理する貯蔵場等に保管委託をしていた数量(ロ)」欄には、昭和51年3月31日現在あなたが、消費者の所有し、管理する貯蔵場等に保管委託をしていたあなたの所有に係る軽油の数量を記載してください。
- 「消費者から依頼を受けて保管をしていた数量(ハ)」欄には、昭和51年3月31日現在あなたの所有し、管理する貯蔵場において、消費者から委託されて保管していた軽油の数量を記載してください。
- 「免税証に記載されていた免税軽油の数量(ニ)」欄には、昭和51年3月31日までに、あなたが免税軽油使用者から免税証の提出をうけて、免税軽油の引渡しをした場合における免税証を特約業者に提出せず、昭和51年3月31日現在所持していた免税証に記載されている免税軽油の合計数量を記載してください。

なお、この場合においては、当該免税証の番号、免税軽油の数量及び免税軽油の使用者等の明細書をこの納付申告書に添付してください。

- この納付申告書は、昭和51年4月30日までにあなたの事務所等の所在地を管轄する県税事務所に提出し、併せて税額を納付書により納付してください。

鳥取県告示第二百七十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十一年四月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
遠藤歯科診療所	日野郡江府町大字江尾 二〇五三番地	昭和五十一年三月二日
岡本歯科医院	東伯郡東伯町大字浦安 一〇二の二番地	昭和五十一年三月三日
武内歯科医院	東伯郡羽合町大字田後 五七二番地	昭和五十一年二月二十六日
桔梗堂薬局	米子市東倉吉町七〇番地	昭和五十一年三月二十二日

鳥取県告示第二百七十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定に基づき、施術機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十一年四月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
江府接骨院	日野郡江府町大字江尾 二二一九番地	昭和五十一年二月十四日

鳥取県告示第二百七十八号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所及び薬局を廃止した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年四月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
樋口歯科医院	東伯郡羽合町大字田後字長 砂三〇四の三番地	昭和四十一年九月五日
三代歯科医院	東伯郡北条町大字弓原 四〇六番地	昭和四十七年三月一日
灘尾歯科医院	東伯郡東伯町徳方 四九一の六番地	昭和四十九年六月三十日
遠藤歯科診療所	日野郡江府町大字江尾 二〇五三番地	昭和四十六年一月一日
勝部歯科医院	日野郡江府町大字江尾 二〇六九番地	昭和三十五年六月二十五日
キモト歯科医院	倉吉市昭和町 一七七の四番地	昭和五十年二月十四日
野島歯科医院	倉吉市上井町二九六番地	昭和四十六年二月二十四日
福光薬局	倉吉市魚町二五六番地	昭和四十九年二月十八日

鳥取県告示第二百七十九号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十一年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十一年四月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
平 福 孝	鳥薬第三二七号	昭和五十一年三月二十二日
都 田 修 史	" 第三二八号	" 二十三日

鳥取県告示第二百八十号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年四月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百八十一号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年四月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所在地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
池畑齒科医院	米子市茶町二五	全国	昭和五十一年二月十六日
岡山大学医学部附属病院 三朝分院	東伯郡三朝町山田 八二七	兵庫県	三月六日

鳥取県告示第二百八十二号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和五十一年四月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録の記号及び番号	氏名	登録の年月日
鳥国薬第三二七号	平 福 孝	昭和五十一年三月二十二日
" 第三二八号	都 田 修 史	" 二十三日

指 定 年 月 日	医 療 機 関 名	所 在 地
昭和五十一年三月三十一日	中 原 薬 局	気高郡青谷町大字青谷 三八五七

鳥取県告示第百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

昭和五十一年四月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 保安林の所在場所

西伯郡大山町飯戸字向原一五四二の五四

二 指定の目的

公衆の保健

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林部造林課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十一年四月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡北条町大字江北字鍛冶小屋二九一八の二、字大西三〇五五の五、三〇五五の六、三〇五六から三〇六〇まで、字二馬場谷三〇六二、三〇七二、三〇七三

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十一年四月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

西伯郡西伯町大字鴨部字水越谷九三三の二から九三三の四まで

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 解除の理由

農道用地とするため

鳥取県告示第二百八十六号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十一年四月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡国府町大字上地字扇ノ山八七八の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び国府町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第二百八十七号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十一年四月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字大呂字滝ヶ谷一〇七五、一〇七六（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第二百八十八号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十一年四月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字中津字中津、大字神倉字丹戸（以上二字国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び三朝町役

場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第二百八十九号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十一年四月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場

日野郡日野町本郷字岩田奥一八五四の一(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第二百九十号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十一年四月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町阿毘縁字小谷山二七七、下阿毘縁字亀石塔山七五一、字

深塔奥山七五六の一、七五八(以上四筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第二百九十一号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十一年四月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡溝口町大内字榊水高原一〇六九の一二三

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第二百九十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に

に基づき、羽合土地改良区の定款の変更を昭和五十一年四月六日認可したの
で、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十一年四月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百九十三号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良(朝月地区農道整備)事業は、土
地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項におい
て準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年四月六日認可
したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十一年四月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百九十四号

東伯町から申請のあつた町営土地改良(笠田地区ほ場整備)事業計画の
変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の第三
五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第十
第一項の規定に基づき、昭和五十一年四月六日認可したので、同法第九
六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項の規定により告示
する。

昭和五十一年四月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百九十五号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号(鳥取県指定金融機関、鳥取
県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について)
の一部を次のように改正し、昭和五十一年四月十四日から施行する。

昭和五十一年四月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第三号の表の米子信用金庫の項中

本町支店 米子市東倉吉町

を 本町支店

米子市加茂町二丁目

に改め、

皆生支店

米子市皆

生

を

皆生支店	米子市皆生
三柳支店	米子市西三柳

に改める。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第七号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十一年四月十三日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

- 一 日時 昭和五十一年四月十六日 午後二時三十分
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一番地 鳥取県教育委員会委員室
- 三 議題 (1) 昭和五十一年度鳥取県教科用図書選定審議会委員の任命について
(2) その他

内水面漁場管理委員会告示

昭和五十一年度内水面共同漁業権増殖目標量

内共第八号	内共第七号	内共第五号	内共第四号	内共第三号	内共第二号	内共第一号	免許番号	漁業権者	河川湖沼別		魚種別									
									沼別	河川湖	あゆにじます (キログラム)(千尾)	いわな、うぐい (千尾)(平方メ)	はえこい (千粒)(千尾)	ふなうなぎ (千粒)(キログラム)	わかさぎ (千粒)(トン)	しじみ (回)	ぼらしらうおえび (回)(平方メ)			
甲川漁業協同組合	船上山内水面漁業協同組合	東郷湖漁業協同組合	湖山池漁業協同組合	日野川漁業協同組合	天神川漁業協同組合	千代川漁業協同組合			甲川	千代川	10	10								
									勝田川	千代川										
									東郷湖	千代川										
									湖山池	千代川										
									日野川	千代川	1500	800								
									天神川	千代川	700	3000								
									千代川	千代川	10	1000								

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第一号
 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項及び第三十条第四項の規定に基づき、昭和五十一年度における内水面共同漁業権者に係る目標増殖量を定めたので、次のとおり告示する。

昭和五十一年四月十三日
 鳥取県内水面漁場管理委員会会長 千代西尾 泰 章

備考

- 一 この種苗の規格は、十センチメートル以上のものとする(千代川、天神川及び日野川に限る。)
- 二 じこす種苗の規格は、十センチメートル以上のものとする。

公 告

電気工事士法(昭和35年法律第139号)第5条第2項の規定により、昭和51年度電気工事士試験を次のとおり実施する。

昭和51年4月13日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 筆記試験

(1) 試験の日時及び場所

ア 日時 昭和51年6月13日(日曜日) 午後1時から午後3時まで

イ 場所 鳥取市、倉吉市及び米子市

(2) 試験科目

科 目	内 容
電気に関する基礎理論	1 電流、電圧、電力及び電気抵抗 2 導体及び絶縁体 3 交流電気の基礎概念 4 電気回路の計算
配電理論及び配線設計	1 配電方式 2 引込線

電気機器、配線器具並びに電気工事用の材料及び工具	1 電気機器及び配線器具の構造及び性能 2 電気工事用の材料の材質及び用途 3 電気工事用の工具の用途
電気工事の施工方法	1 配線工事の方法 2 電気機器及び配線器具の設置工事の方法 3 コード及びキヤブライヤケールの取付方法 4 接地工事の方法
一般用電気工作物の検査方法	1 点検の方法 2 導通試験の方法 3 絶縁抵抗試験の方法 4 接地抵抗試験の方法 5 試験用器具の性能及び使用方法
配線図	配線図の表示事項及び表示方法

一般用電気工 作物の保安に 関する法令	1 電気工事士法、電気工事士法施行令（昭和35年政令第260号）及び電気工事士法施行規則（昭和35年通商産業省令第97号） 2 電気設備に関する技術基準を定める省令（昭和40年通商産業省令第61号） 3 電気用品取締法（昭和36年法律第234号）、電気用品取締法施行令（昭和37年政令第324号）、電気用品取締法施行規則（昭和37年通商産業省令第84号）及び電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和37年通商産業省令第85号）
---------------------------	---

2 技能試験

技能試験は、筆記試験に合格した者及び筆記試験を免除された者に対し実施する。

(1) 試験の日時及び場所

ア 日時

昭和51年8月1日（日曜日） 午前8時30分から午後5時まで

イ 場所

鳥取市

(2) 試験科目

ア 電線の接続

イ 配線工事

ウ 電気機器及び配線器具の設置

エ 電気機器、配線器具並びに電気工事項の材料及び工具の使用方法

オ コード及びキャブタイヤケーブルの取付け

カ 接地工事

キ 電流、電圧、電力及び電気抵抗の測定

ク 一般用電気工作物の検査

ケ 一般用電気工作物の故障箇所修理

3 受験手続

次の書類を鳥取市東町一丁目220番地鳥取県総務部消防防災課防災係へ提出すること。

なお、筆記試験の免除を申請する者は、電気工事士法施行令第9条第1項各号のいずれかに該当するものであること、又は前回の筆記試験に合格した者であることを証明する書類を添付すること。

(1) 受験願書

鳥取県総務部消防防災課に備付けの所定の用紙によること。

(2) 写真

受験願書提出前6箇月以内に撮影した上半身正面像のものを受験願書の所定の欄にはり付けること。

4 受験願書の受付期間

昭和51年5月1日から昭和51年5月31日まで

5 受験手数料及び納付方法

(1) 受験手数料 1,500円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定の箇所にはり付けること。この場合、消印しないこと。

6 受験票

筆記試験の受験票は受験願書を提出した者に、技能試験の受験票は筆記試験に合格した者及び筆記試験を免除された者に交付する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月八百円(送料を含む)】